

寒河江市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、入札参加資格審査を入札後に行う事後審査型条件付き一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）を実施するに当たり、寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象となる工事は、設計金額が1,000万円以上の工事で次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 管工事
- (4) 水道施設工事

2 前項の規定にかかわらず、災害の復旧、その他特に緊急を要するものについては、この限りではない。

(入札参加者の資格)

第3条 事後審査型入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者
 - (2) 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 規則第25条第2項に定める指名競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
 - (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業の許可」という。）のうち、当該工事に対応する工事種別の建設業の許可を受けていること。
 - (5) 当該工事に現場代理人、主任技術者及び監理技術者を適正に配置できること。
 - (6) 当該工事の公告の日から入札の日までの間に、寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程（平成12年市告示第19号）に基づく指名停止期間中でない者
 - (7) 寒河江市建設工事請負契約約款第49条第1項（6）に該当する者でないこと。
 - (8) その他、当該工事ごとに市長が別に資格を定めるときには、当該資格を有する者
- (入札の公告等)

第4条 市長は、事後審査型入札を実施しようとするときは、規則第16条各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項も併せて公告（様式第1号）するものとする。

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第2号。以下「参加申請書」という。）の提出期限及び提出場所
- (2) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号。以下「確認

申請書」という。)及び入札参加資格確認に必要な書類の提出方法及び提出場所

(3) 積算内訳書の提出を要する等の説明

(4) 落札者の決定方法

(5) 前4号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

(参加申請)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、参加申請書及び確認申請書に必要な事項を記入し、前条に規定する公告(以下「公告」という。)の定めるところにより市長に提出しなければならない。

2 参加申請書及び確認申請書の受付期間は、原則として、設計金額5,000万円以上の工事では、公告の日を含めて6日以上(寒河江市の休日定める条例(平成2年市条例第16号)に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)、設計金額5,000万円未満の工事では、公告の日を含めて4日以上(市の休日を除く。)とする。

(入札説明書の交付)

第6条 市長は、前条の規定により参加申請書を受理したときは、申請者に対し、入札説明書(様式第4号)を交付するものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第7条 市長は、申請者に対して、公告の日から当該入札の前日までの間、当該工事に係る仕様書、図面及び設計書(以下「設計図書等」という。)を設計図書等閲覧申請書(様式第5号)により市ホームページ等で閲覧に供するもののほか、必要と認めるときは、設計図書等借受申込書(様式第6号)により貸出し、又は配布することができる。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第8条 申請者は、設計図書等に関して質問があるときは、質問事項を記載した書面を、市長が別に定める日時までに担当課に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による質問があった場合は、その質問事項の回答について期間を定め、担当課において、事後審査型条件付き一般競争入札設計図書等に関する回答書(様式第7号)により閲覧に供するものとする。

(入札及び開札)

第9条 市長は、事後審査型入札において、開札後、最低価格入札者について落札候補者とする旨の宣言をし、落札を保留するものとする。ただし、入札執行の前日までに入札参加資格の確認ができたときは、落札を決定することができる。

2 市長は、最初の入札において、入札書と積算内訳書の金額が同額であることにより、当該入札が有効であることを確認するものとする。

(入札参加資格確認及び落札者の決定)

第10条 入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)及び落札者の決定は、入札の終了後に行うものとする。ただし、第9条第1項ただし書に規定する場合においては、この限りではない。

2 市長は、落札候補者について、現場代理人の資格(様式第8号)、主任・監理技術者の資格(様式第8号の2)、同種工事の施工実績(様式第9号)等の資格審査を行い、入札参加

資格のあることが確認できた場合は、当該候補者を落札者に決定するものとする。

- 3 市長は、資格審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合には、有効な入札を行った次順位の者から資格審査を行い、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。
- 4 市長は、落札候補者の入札価格が、低入札調査基準価格を下回った場合には、寒河江市契約審査委員会規程（平成11年市訓令第8号）に基づき、審査した上で落札者を決定するものとする。
- 5 市長は、申請者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、寒河江市工事等指名競争入札参加審査会（以下「審査会」という。）に諮り、審査会の審査の結果を受け、入札参加資格の有無を決定する。
- 6 市長は、資格審査の結果、落札者がいないときは、再度入札することができる。
- 7 前各項における資格審査の結果は、落札者を決定するまで公表しない。
- 8 落札者の決定は、入札日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に行うものとする。
（入札結果及び入札参加資格確認結果の通知）

第11条 市長は、落札を決定したときは、速やかに落札者に通知するものとする。

- 2 市長は、資格審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第10号）により通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に、市長に対して、書面により当該理由についての説明を求めることができるものとする。
- 4 市長は、前項により説明を求めた者に対して、入札参加資格がないと認めた理由に係る説明書（様式第11号）により、書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に書面で回答するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事後審査型入札に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
（寒河江市事後審査型条件付き一般競争入札試行要綱の廃止）
- 2 寒河江市事後審査型条件付き一般競争入札試行要綱（平成20年3月1日制定）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行日前になされた事後審査型入札については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

様式第1号

※1 条件付き一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、※1 の請負について、一般競争入札を次のとおり行う。

年 月 日

寒河江市長

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名
- (2) 工事の場所
- (3) 工事の種類
- (4) 工事の概要

(5) 工 期 契約の効力の発生する日の翌日から 年 月 日まで

2 入札の場所及び入札日時

- (1) 入札場所
- (2) 入札日時 年 月 日（ ）午前（又は午後） 時 分

3 入札参加の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可のうち、当該工事に対応する ※2 建設業の許可を受けていること。
- (4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものであること。
 - ① 1級土木施工管理技士もしくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者証の交付及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (5) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) ※3 工事において、※4 の等級に格付けされていること。
- (7) 寒河江市に本社 ※5 (建設業法第7条第1号による経營業務の管理責任者を置く営業所)を有する者であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等
寒河江市 課(所) 係
電話番号

5 入札参加申請書等

入札への参加を希望する者は、入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認に必要な書類を、次に掲げる期間内に提出するものとする。

- (1) 受付期間 年 月 日から 年 月 日まで(市の休日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く。受付期間の最終日にあっては午後4時。)まで
- (3) 受付場所 課(所) 係

6 入札保証金及び契約保証金等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 寒河江市契約に関する規則第5条の規定に基づく寒河江市建設工事請負契約約款第4条による保証(保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。)を付すること。

7 その他

- (1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。
- (2) 低入札調査基準価格を設定する。
- (3) 積算内訳書の提出を要する。
- (4) 詳細については、入札説明書による。

- ※1 工事名または事業名を記入。
- ※2 一般建設業又は特定建設業の別を記入。
- ※3 工事種別を記入。
- ※4 A、B、C等級の別を記入。
- ※5 本社、営業所、支店の別を記入。
- ※ これによりがたい場合は別途協議すること。

様式第2号

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

寒河江市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

年 月 日付けで公告のありました下記の工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札に参加したいので、寒河江市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

なお、本申請書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 等 級 格 付 け
- 4 配置予定技術者氏名
- 5 配置予定技術者資格

様式第3号

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

寒河江市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

年 月 日付けで公告のありました下記の工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札参加資格について確認されたく、寒河江市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により下記の書類を添えて申請します。

なお、本申請書並びに添付書類の記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 添付書類

(1) 配置予定の技術者の資格、工事経験を記載した書面。

(2) (1)の技術者の国家資格者証又は監理技術者資格者証の写し。

様式第4号

入札説明書

年 月 日

※1 に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。

1 入札参加資格

- (1) 「寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、当該工事の公告の日から入札の日までの間に、指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「監理技術者講習終了証を有すること」には、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有すること及び平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた場合における、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有することを含む。
- (3) 公告で指定された期限までに入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料を提出しない者は、本入札に参加することができない。

2 入札手続等

- (1) 入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料は無断で使用しない。
- (3) 入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 提出期限以降における入札参加申請書、入札参加資格確認申請書又は入札資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札資格確認のため必要な資料の追加提出を求めることがある。
- (6) 入札参加資格の確認は、入札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。落札候補者で入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

3 配置予定技術者

- (1) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 配置予定技術者で「1級土木施工管理技士もしくは2級土木施工管理技士又はこれ

と同等以上の資格を有すること」とは、土木一式工事に関し、1級土木施工管理技士もしくは2級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者をいう。

② 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (2) 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。ただし、本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できない事由が、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (3) 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該工事に係る申請書の取り下げ、又は入札の辞退を行うこと。
- (4) 確認資料の配置予定の技術者の施工経験における職名は、現場代理人若しくは主任技術者又は監理技術者の職名を記載すること。
- (5) 配置予定の技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、この工事の契約時までに当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡しが見込みである場合はこの限りでない。

4 設計図書等の閲覧及び貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

- (1) 閲覧及び貸出しが可能な設計図書
 - イ 図面
 - ロ 仕様書
 - ハ 設計書
- (2) 閲覧及び貸出し期間
入札公告の日から入札の前日まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 閲覧及び貸出しの場所
寒河江市ホームページ上
寒河江市 課（所） 係

5 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面で提出すること。
 - イ 受付期間
年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）（市の休日を除く。）
の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - ロ 提出場所
4（3）に記載の場所
 - ハ 提出方法

書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。

イ 閲覧期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ロ 閲覧場所

4 (3)に記載の場所

6 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。

7 入札及び開札

- (1) 入札は持参によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 積算内訳書の額と入札書の額が違う入札（最初の入札に限る。）
- (7) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (8) 明らかに連合によると認められた入札
- (9) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で最低の価格の入札者について入札参

加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格のないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は、入札日から起算して原則として3日以内（市の休日を除く。）に行う。

- (2) 入札執行の日までに入札参加資格の確認ができたときは、当該入札会場で落札者を決定する。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る価格の入札者については、寒河江市契約審査委員会規定に基づき審査したうえで落札者を決定する。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札予定者を決定する。この場合において、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない寒河江市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札予定者を確定する。

10 その他

- (1) 保証契約に基づき前払金、中間前払金を支払う。
- (2) 入札参加申請書、入札参加資格確認申請書又は入札資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、寒河江市建設請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を行うことがある
- (3) 積算内訳書の提出範囲は ※2 までとし、入札会場にて執行者の指示により提出すること。また、提出書類は、コピー等の写しとし、手書き原稿は認めないものとする。なお、低入札調査基準価格を下回った場合、この積算内訳書により調査を行うものとする。
- (4) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札し契約を締結した者に対しては、工事完了後に工事費用等に関する調査を行うことがある。この場合、当該契約締結者は、この調査に協力しなければならない。
- (5) 最初の入札書の額は、積算内訳書の額と同額でなければならない。

※1 工事名又は事業名を記入。

※2 積算内訳書の提出範囲については、担当課において判断し、内訳書、明細書、単価表は必要最小限の範囲として、説明書に明示すること。

様式第5号

設計図書等閲覧申込書

閲覧申込日時	年 月 日 時 分		
工 事 名			
閲覧日時	開始	年 月 日 時 分	
※	終了	年 月 日 時 分	
会 社 名			
閲覧者氏名			
住 所			
電 話 番 号			

※ 閲覧日時欄は、閲覧開始時、終了時にその都度記入することとする。

様式第6号

設計図書等借受申込書

借受申込日時	年 月 日 時 分		
工 事 名			
借 受 日 時	開始	年 月 日 時 分	
※	終了	年 月 日 時 分	
会 社 名			
借受者氏名			
住 所			
電 話 番 号			

※ 借受日時欄は、借受時、返却時にその都度記入することとする。

返 却 確 認	
---------	--

様式第7号

年 月 日

殿

寒河江市長

事後審査型条件付き一般競争入札設計図書等に関する回答書

工 事 名	
回 答 事 項	

現場代理人の資格・工事経験

申請者：

配置技術者の氏名・年齢	(才)	
最終学歴	(年卒業)	
法令による資格・免許	()	
	()	
	()	
工事経験の条件		
工事 経験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	千円 (千円)
	所属会社名	所在地
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態等	単体 / J V (出資比率 %)
	従事役職	
工 事 概 要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	設計条件	

法令による資格・免許、工事経験については、事実と相違ありません。

年 月 日 氏 名 印

(配置予定者が署名押印すること。)

- (注1) 現場代理人及び主任(監理)技術者は、それぞれこれを兼ねることができる。
- (注2) 本工事に実際に従事することを前提に、配置予定者の氏名等を記載すること。
- (注3) 提出時に配置予定者を特定できない場合には、複数の配置予定者を記載することができる。
- (注4) 記載する配置予定者は、建設業法に規定する営業所の専任の技術者でないこと。
- (注5) 法令による資格・免許の欄の()には、当該資格・免許の取得年を記載すること。
- (注6) 経験工事は、現在の勤務先での経験に限定しないものであること。
- (注7) 共同企業体の構成員としての施工実績を記載する場合には、契約金額の欄の()には、共同企業体で受注した場合の出資比率に基づく契約金額を記載すること。左欄には、共同企業体の全体契約金額を記載すること。
- (注8) 受注形態等の欄は、施工形態として単体又はJ Vのいずれかを○で囲むとともに、()には自社の出資比率を記載すること。

様式第8号の2

主任（監理）技術者の資格・工事経験

申請者：

配置技術者の氏名・年齢	(才)	
最終学歴	(年卒業)	
法令による資格・免許	()	
	()	
	()	
工事経験の条件		
工事 経験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	千円 (千円)
	所属会社名	所在地
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態等	単体 / J V (出資比率 %)
	従事役職	
工 事 概 要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	設計条件	

法令による資格・免許、工事経験については、事実と相違ありません。

年 月 日 氏 名 印

(配置予定者が署名押印すること。)

- (注1) 現場代理人及び主任（監理）技術者は、それぞれこれを兼ねることができる。
- (注2) 本工事に実際に従事することを前提に、配置予定者の氏名等を記載すること。
- (注3) 提出時に配置予定者を特定できない場合には、複数の配置予定者を記載することができる。
- (注4) 記載する配置予定者は、建設業法に規定する営業所の専任の技術者でないこと。
- (注5) 法令による資格・免許の欄の () には、当該資格・免許の取得年を記載すること。
- (注6) 経験工事は、現在の勤務先での経験に限定しないものであること。
- (注7) 共同企業体の構成員としての施工実績を記載する場合には、契約金額の欄の () には、共同企業体で受注した場合の出資比率に基づく契約金額を記載すること。左欄には、共同企業体の全体契約金額を記載すること。
- (注8) 受注形態等の欄は、施工形態として単体又はJ Vのいずれかを○で囲むとともに、() には自社の出資比率を記載すること。

同種工事の施工実績

申請者名：

同種工事の条件		
工事 名 称 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	千円 (千円)
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態等	単体 / J V (出資比率 %)
	工事成績	工事成績評定通知 点
工 事 概 要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	設計条件	

(注1) 同種工事として、代表的な1工事を記載すること。

(注2) 共同企業体の構成員としての施工実績を記載する場合には、契約金額の欄の()には、共同企業体で受注した場合の出資比率に基づく契約金額を記載すること。左欄には、共同企業体の全体契約金額を記載すること。

(注3) 受注形態等の欄は、施工形態として単体又はJ Vのいずれかを○で囲むとともに、()には自社の出資比率を記載すること。

様式第10号

第 号
年 月 日

氏名又は名称
及び代表者氏名 様

寒河江市長

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札参加資格について審査した結果、下記のとおり不適格と認められましたので、寒河江市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

入札公告日	
工事名	
入札参加資格がないと認めた理由	

(注) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた詳細理由について、年 月 日 () まで書面により 課へ説明を求めることができる。

年 月 日

殿

寒河江市長

入札参加資格がないと認めた理由に係る説明書

工 事 名	
説 明 事 項	